

## 倉吉市福祉のまちづくり推進事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、倉吉市福祉のまちづくり推進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、倉吉市補助金等交付規則（平成12年倉吉市規則第29号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 補助金は国庫補助金を活用して鳥取県（以下「県」という。）が市に交付する鳥取県福祉のまちづくり推進事業補助金（以下「県費補助金」という。）をその財源の一部としており、補助金の交付を受ける者は、前項の規定によるもののほか、当該国庫補助金及び県費補助金に係る交付要綱その他の規程の規定に従わなければならない。

### (定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「政令」という。）並びに鳥取県福祉のまちづくり条例（平成20年鳥取県条例第2号。以下「県条例」という。）で使用する用語の例によるもののほか、次の各号に掲げる語の区分に応じて当該各号に定めるところによる。

- (1) バリアフリー基準 建築物移動等円滑化基準（法第14条第3項の規定に基づき県条例で付加した基準（県条例第16条から第23条までに定める基準をいう。）を含む。）
- (2) 建築設計標準 バリアフリー設計の標準ガイドラインとして、国土交通省が定めた高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準
- (3) バリアフリーマップ 県がバリアフリー基準に適合する建築物の位置、仕様その他の情報を掲載し、及び公表する電子地図
- (4) 認定特定建築物整備事業 社会資本整備総合交付金要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号国土交通事務次官通知。以下「国要綱」という。）附属第Ⅱ編第1章ロー16-(6)において引用する国要綱附属第Ⅱ編第1章イー16-(6)5.三に掲げる認定特定建築物の移動システム等の整備に係る事業
- (5) 特定建築物バリアフリー整備事業 特定建築物（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第1項に規定する区分所有権の対象となる部分を有する共同住宅を除く。）のバリアフリー化に資する事業で、新築、増築若しくは改築（以下「新築等」という。）、又は改修若しくは用途変更（以下「改修等」という。）に係る部分をバリアフリー基準に適合させる整備（次号に該当するものを除く。）
- (6) 特別特定建築物バリアフリー整備事業 特別特定建築物（前号の共同住宅を除く。）のバリアフリー化に資する事業で、新築等にあつては県条例第13条に定める特別特定建築物、県条例第19条第1項の規定により設置するエレベーター及び施行令第5条に掲げる用途の建築物で新築等に係る床面積が2,000㎡（公衆便所にあつては50㎡）未満のもの、改修等にあつては国要綱附属第Ⅱ編第1章ロー16-(6)において引用する国要綱附属第Ⅱ編第1章イー16-(6)5.四に掲げる既存建築物バリアフリー改修事業に該当し、改修に係る部分をバリアフリー基準に適合させる整備

### (交付目的)

第3条 補助金は、建築主等（国、地方公共団体その他これらに準ずる者を除く。以下同じ。）が市内の特定建築物をバリアフリー化することを促進し、もって本市における福祉のまちづくりを推進することを目的として交付する。

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市内に存する建築物について、建築主等（当該建築物の情報をバリアフリーマップに掲載する手続を行う者に限る。）が行う次の各号に掲げる事業とする。

- （1） 認定特定建築物整備事業（別表第1の第3欄に定める要件を満たすものに限る。）
- （2） 特定建築物バリアフリー整備事業（別表第2の第1欄に掲げる事業の区分に応じ、同表の第3欄に定める要件を満たすものに限る。）
- （3） 特別特定建築物バリアフリー整備事業（別表第3の第1欄に掲げる事業の区分に応じ、同表の第3欄に定める要件を満たすものに限る。）

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げる補助対象事業の区分に応じ、当該各号に定める経費（工事請負費、委託料その他市長が適当と認めるものに限る。）とする。

- （1） 認定特定建築物整備事業 別表第1の第4欄に定める経費
- （2） 特定建築物バリアフリー整備事業 別表第2の第1欄に掲げる事業の区分に応じ、同表の第4欄に定める経費
- （3） 特別特定建築物バリアフリー整備事業 別表第3の第1欄に掲げる事業の区分に応じ、同表の第4欄に定める経費

2 補助対象経費の額について、仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額をいう。以下同じ。）が含まれる場合には、当該仕入控除税額は、控除するものとする。

（補助金の額）

第6条 認定特定建築物整備事業に係る補助金の額は、補助対象経費の額に相当する額（別表第1の第2欄に定める額を限度とする。）に3分の2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数がある場合は、これをに切り上げた額とする。）以下で予算の範囲内において算定した額とする。

2 特定建築物バリアフリー整備事業に係る補助金の額は、別表第2の第1欄に掲げる事業の区分ごとに、当該事業に係る補助対象経費の額に相当する額（当該区分に応じ、同表の第2欄に定める額を限度とする。）に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り上げた額とする。）を合計して得た額以下で予算の範囲内において算定した額とする。

3 特別特定建築物バリアフリー整備事業に係る補助金の額は、別表第3の第1欄に掲げる事業の区分ごとに、当該事業に係る補助対象経費の額に相当する額（当該区分に応じ、同表の第2欄に定める額を限度とする。）に3分の2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り上げた額とする。）を合計して得た額以下で予算の範囲内において算定した額とする。

（交付申請）

第7条 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

2 規則第5条第3号の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 付近見取図（方位、道路及び目標となる建物が分かるものに限る。）
- (2) 配置図（縮尺、方位、敷地境界及び敷地内における建築物の位置が分かるものに限る。）
- (3) 各階平面図（縮尺、方位、間取り、各室の用途並びに主要部分の位置及び寸法が分かるものに限る。）
- (4) 法、県条例、バリアフリー基準及び建築設計標準に基づいてバリアフリー整備を行う部分の詳細図及び写真
- (5) 建築物移動等円滑化基準チェックリスト
- (6) 補助対象事業の実施に係る費用の見積書の写し
- (7) 認定特定建築物の認定書の写し（認定特定建築物整備事業について補助金の交付を受けようとする場合に限る。）
- (8) その他市長が必要と認める書類

3 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、前2項の規定による申請に際して補助対象事業に係る仕入控除税額が明らかでないときは、第5条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額に相当する額を含む補助対象経費の額をもって算出した補助金の額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

（交付決定の時期等）

第8条 補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、補助金の交付申請を行った者が規則第6条の2各号に掲げる者である場合は、市は、その者に補助金の交付決定を行わない。

（承認を要しない変更）

第9条 規則第12条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 補助金の増額
- (2) 補助金の2割を超える減額
- (3) 補助対象事業の実施場所の変更
- (4) 補助対象事業により設置する設備の機能に影響を及ぼすと認められる構造の変更
- (5) 補助対象事業の中止又は廃止

（検査員による検査）

第10条 規則第14条の規定による検査員は、補助事業の完了予定の日までに、少なくとも一度、補助事業の完了の状況を確認するための検査を行わなければならない。この場合において、補助事業者は、当該検査の実施に協力しなければならない。

（実績報告）

第11条 規則第17条第1項の規定による報告は、次の各号に掲げる場合に依りて、当該各号に定める日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合 補助対象事業の完了、中止若しくは廃止の日から20日を経過する日又は交付決定を受けた日が属する年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日
- (2) 規則第17条第1項第3号の場合 交付決定を受けた日が属する年度の翌年度の4月10日

- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 規則第17条第2項の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。
  - (1) 補助対象事業の実施に係る請求書又は領収書の写し
  - (2) 補助対象事業に係る契約書又は請書の写し
  - (3) 補助対象事業の成果を示す資料等（工事写真、図面等）
  - (4) バリアフリーマップに情報を登録する手続をしたことを証明する書類
  - (5) その他市長が必要と認める書類
- 4 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額に対応する額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額に対応する額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助金の対象となる経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 5 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、速やかにこれを市長に報告し、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額の補助金を市に返還しなければならない。

（補助金の支払）

第12条 補助金の支払の請求に用いる様式は、規則第20条に定めるところによる。

- 2 規則第19条の規定による補助金の概算払の通知は、様式第4号によるものとする。

（財産の処分制限）

第13条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産にあつては、市長が別に定める期間）とする。

- 2 規則第25条第2項第4号の市長が定める財産は、次のいずれかに該当する財産とする。
  - (1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具
  - (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして市長が別に定めるもの

（収益納付）

第14条 補助金の交付を受けた者（以下「交付事業者」という。）は、補助金の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産（規則第25条第2項の期間を経過したものを除く。）の処分により収入があったときは、当該収入があったことを知った日から5日以内に、市長にその旨を報告しなければならない。

- 2 前項の場合において、市長がその収入の全部又は一部に相当する額を市に納付するよう指示したときは、交付事業者は、これに従わなければならない。

（その他）

第15条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和4年8月2日から施行する。

（既往要綱の廃止）

- 2 倉吉市福祉のまちづくり推進事業補助金交付要綱（平成25年6月27日施行）は、廃止する。  
（既往要綱の廃止に伴う経過措置）
- 3 この要綱の施行前に規則及び前項の規定による廃止前の倉吉市福祉のまちづくり推進事業補助金交付要綱の規定により交付の申請があったものは、倉吉市福祉のまちづくり推進事業補助金の交付その他の行為については、なお従前の例による。

別表第1（第4条、第5条、第6条関係）

認定特定建築物整備事業

1 事業区分		2 補助対象経費上限額	3 補助要件	4 補助対象経費
認定特定建築物の整備	新築等 又は改修等	3,930万円	高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第114号）に定める基準を満たし、法第17条第3項の規定による認定であること。	認定特定建築物に係る次に掲げる整備に要する経費 (1) 屋外の移動システム（平面通路に限る。）の整備 (2) 屋内の移動システム（認定特定建築物内における特別特定建築物の用途（ただし、店舗、飲食店、ホテル等専ら商業用に供するものを除く。）に至る経路に係るものに限る。）の整備 (3) 移動システムと一体的に整備される広場、空き地、アトリウム、ホール、ラウンジ、トイレ等の公衆のために公開された空間の整備

別表第2（第4条、第5条、第6条関係）  
 特定建築物バリアフリー整備事業

1 事業区分		2 補助対象 経費上限額	3 補助要件	4 補助対象経費
1 車椅子使用者用便房（車椅子使用者用簡易便房を含む。以下「車椅子使用者用便房等」という。）の整備	新築等	130万円	車椅子使用者用便房等を整備すること。	(1) 車椅子使用者用便房等の整備に要する経費から一般の便房の整備に要する経費を差し引いた経費 (2) 自動ドア又は引き戸（便所の出入口に設置するものに限る。）の整備（当該整備に伴い必要となる工事を含む。）に要する経費 (3) 大型ベッドの整備（車椅子使用者用便房に整備するものに限る。）に要する経費 (4) ベビーチェア又は乳児用おむつ交換台の整備に係る経費 (5) 高齢者、障害者等の利用等の円滑化に資する整備（建築設計標準に示す便所の整備に係るものに限る。）に要する経費
	改修等	330万円	道等又は車椅子使用者用駐車施設から車椅子使用者用便房等及び利用居室まで並びに車椅子使用者用便房等から利用居室までの経路（当該便房と同一の階にあるものに限る。）がバリアフリー基準に適合すること。	(1) 車椅子使用者用便房等の整備（当該整備に伴い必要となる工事を含む。）に要する経費 (2) 新築等に係る補助対象経費の第2号から第5号に掲げる経費 (3) 玄関（移動等円滑化経路を構成する主たる出入口をいう。以下同じ。）から車椅子使用者用便房等及び利用居室まで並びに車椅子使用者用便房等から利用居室までの移動等円滑化経路をバリアフリー基準に適合させる整備に要する経費
2 エレベーターの整備	新築等	330万円	移動等円滑化経路を構成するエレベーターであること。	エレベーターの整備に要する経費
	改修等	2,200万円	移動等円滑化経路を構成するエレベーター（当該建築物の全体がバリアフリー基準に適合する場合に限る。）であること。	エレベーターの整備（当該整備に伴い必要となる工事を含む。）に要する経費
3 玄関の整備	改修等	330万円	道等又は車椅子使用者用駐車施設から玄関までの経路がバリアフリー基準に適合すること。	(1) 自動扉又は引き戸の整備（当該整備に伴い必要となる工事を含む。）に要する経費 (2) 音声誘導装置等の整備（当該整備に伴い必要となる工事を含む。）に要する経費（4の項に掲げる整備と重複するものを除く。） (3) 道等又は車椅子使用者用駐車施設から玄関までの移動等円滑化経路をバリアフリー基準に適合させる整備に要する経費 (4) 高齢者、障害者等の移動等に配慮する整備（建築設計標準に示す出入口及び敷地内通路の整備に係るものに限る。）に要する経費
4 音声誘導装置及び点字表示板(以下	新築等又は改修等	1箇所当たり100万円（3箇所以内）	移動等円滑化経路内に設置する音声誘導装置等であること。	音声誘導装置等の整備に要する経費

「音声誘導装置等」という。)の整備				
5 オストメイト用設備の整備	新築等 又は改修等	110万円	オストメイト専用の流し及び温水が出る混合水栓を備えたものであること。	オストメイト用設備の整備（改修等の場合は当該整備に伴い必要となる工事を含む。）に要する経費
6 車椅子利用者用駐車施設の整備	新築等 又は改修等	220万円	車椅子利用者用駐車施設に屋根を設けること。	(1) 車椅子利用者用駐車施設及びその屋根の整備に要する経費 (2) 車椅子利用者用駐車施設から玄関までの移動等円滑化経路をバリアフリー基準に適合させる整備に要する経費 (3) 前号の経路に設ける屋根の整備に要する経費 (4) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化に資する整備（建築設計標準に示す車椅子利用者用駐車施設の整備に係るものに限る。）に要する経費 (5) 前各号の整備に伴い必要となる工事に要する経費（改修等の場合に限る。）
7 電光表示板、フラッシュライト等の整備	新築等 又は改修等	50万円	聴覚障害者に緊急情報を伝達することができる設備であること。	(1) 電光表示板（案内所に設けるものに限る。）の整備（当該整備に伴い発生する関連工事を含む。）に要する経費 (2) フラッシュライト等の整備（改修等の場合は、当該整備に伴い必要となる工事を含む。）に要する経費
8 建築主の提案によるバリアフリー基準に適合させる整備	改修等	50万円	建築物の床面積が1,000平方メートル未満であること。	(1) 移動等円滑化経路をバリアフリー基準に適合させる工事（1の項から7の項までに掲げる整備に伴うものに限る。）に要する経費 (2) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化に資する整備（建築設計標準に示すものに限る。）に要する経費

別表第3（第4条、第5条、第6条関係）

特別特定建築物バリアフリー整備事業

1 事業区分		2 補助対象経費 上限額		3 補助要件	4 補助対象経費
1 車椅子使用者用便房等の整備	新築等	130万円		別表第2の1の項第3欄に定める新築等の要件	別表第2の1の項第4欄に定める新築等の経費
	改修等	330万円 又は550万円※		別表第2の1の項第3欄に定める改修等の要件	別表第2の1の項第4欄に定める改修等の経費
2 エレベーターの整備	新築等	330万円		別表第2の2の項第3欄に定める新築等の要件	別表第2の2の項第4欄に定める新築等の経費
	改修等	2,200万円		別表第2の2の項第3欄に定める改修等の要件	別表第2の2の項第4欄に定める改修等の経費
3 玄関の整備	改修等	330万円 又は550万円※		別表第2の3の項第3欄に定める改修等の要件	(1) 別表第2の3の項第4欄第1号、第3号及び第4号に定める経費 (2) 音声誘導装置等の整備（当該整備に伴い必要となる工事を含む。）に要する経費（18の項に掲げる整備と重複するものを除く。）
4 洋式便器の整備	改修等	4の項から16の項までに掲げる整備に係る額の合計 555万円	1箇所当たり 50万円	既存の和式便器を洋式便器に取り替えること。	洋式便器の整備（当該整備に伴い必要となる工事を含む。）に要する経費
5 小便器の整備	改修等		1箇所当たり 30万円	既存の小便器（受け口の高さが35センチメートルを超えるものに限る。）を低リップ型の小便器に取り替えること。	低リップ型の小便器の整備（当該整備に伴い必要となる工事を含む。）に要する経費
6 自動水栓器具の整備	改修等		1箇所当たり 20万円	便所に備え付けた手洗い器の水栓（既存の水栓が自動式でないものに限る。）を自動式の水栓に取り替えること。	(1) 自動式の水栓の整備に要する経費 (2) 洗面器の整備（前号に掲げる整備に伴い必要な場合に限り、その他必要となる工事を含む。）に要する経費
7 車椅子使用者用簡易便房のブースの整備	改修等		1箇所当たり 80万円	利用居室から車椅子使用者用簡易便房までの経路に段差を設けないこと。	車椅子使用者用簡易便房に係るトイレブースの整備（当該整備に伴い必要となる工事を除く。）に要する経費
8 便所の出入口の整備	改修等		1箇所当たり 180万円	便所の出入口をバリアフリー基準に適合させること。	(1) 自動ドア又は引き戸の整備（当該整備に伴い必要となる工事を含む。）に要する経費 (2) 出入口の拡張に係る整備（当該整備に伴い必要となる工事を含む。）に要する経費
9 便所の手すりの整備	改修等		1箇所当たり 5万 5,000円	便房に手すりを整備すること。	手すりの整備に要する経費
10 ベビーチェアの整備	改修等		1箇所当たり 10万円	便房にベビーチェアを整備すること。	ベビーチェアの整備に要する経費
11 乳児用おむつ交換台の整備	改修等		1箇所当たり 20万円	乳児用おむつ交換台を整備すること。	乳児用おむつ交換台の整備に要する経費

12	手すりの整備	改修等	1メートル当たり 1万 5,000円	移動等円滑化経路を構成する敷地及び建築物の通路に手すりを整備すること。	手すりの整備（当該整備に伴い必要となる工事を含む。）に要する経費
13	廊下の整備	改修等	1メートル当たり 10万円	移動等円滑化経路を構成する廊下の幅をバリアフリー基準に適合させること。	廊下幅の拡張に係る整備（当該整備に伴い必要となる工事を含む。）に要する経費
14	利用居室の出入口の整備	改修等	1箇所当たり 180万円	利用居室の出入口をバリアフリー基準に適合させること。	(1) 引き戸の整備（当該整備に伴い必要となる工事を含む。）に要する経費 (2) 出入口の拡張に係る整備（当該整備に伴い必要となる工事を含む。）に要する経費
15	誘導用床材及び注意喚起用床材の整備	改修等	1平方メートル当たり 2万 5,000円	移動等円滑化経路及び視覚障害者移動等円滑化経路をバリアフリー基準に適合させること	誘導用床材及び注意喚起用床材の整備に要する経費
16	利用居室の段差解消用のスロープの整備	改修等	1箇所当たり 20万円	利用居室内の段差を解消すること。	段差解消用のスロープの整備に要する経費
17	ホテル又は旅館の車椅子使用者用客室（政令第15条第1項に規定する車椅子使用者用客室をいう。17の項において同じ。）の整備	改修等	550万円	ホテル又は旅館に車椅子使用者用客室を整備するとともに、道等又は車椅子使用者用駐車施設から当該車椅子使用者用客室までの移動等円滑化経路をバリアフリー基準に適合させること。	(1) 客室の整備（当該整備に伴い必要となる工事を含む。）に要する経費 (2) 玄関から当該車椅子使用者用客室までの移動等円滑化経路をバリアフリー基準に適合させる整備（当該整備に伴い必要となる工事を含む。）に要する経費 (3) 高齢者、障害者等の利用等に資する整備（建築設計標準に示す客室の整備に係るものに限る。）
18	音声誘導装置等の整備	新築等又は改修等	1箇所当たり 100万円（3箇所以内）	別表第2の4の項第3欄に定める要件	別表第2の4の項第4欄に定める経費
19	オストメイト用設備の整備	新築等又は改修等	110万円	別表第2の5の項第3欄に定める要件	別表第2の5の項第4欄に定める経費
20	車椅子使用者用駐車施設の整備	新築等又は改修等	220万円	別表第2の6の項第3欄に定める要件	別表第2の6の項第4欄に定める経費
21	電光表示板、フラッシュライト等の整備	新築等又は改修等	50万円	別表第2の7の項第3欄に定める要件	別表第2の7の項第4欄に定める経費
22	建築主の提案によるバリアフリーの整備	改修等	50万円	別表第2の8の項第3欄に定める改修等の要件	(1) 移動等円滑化経路をバリアフリー基準に適合させる工事（1の項から21の項までに掲げる整備に伴うものに限る。）に要する経費 (2) 別表第2の8の項第4欄第2号に定める経費

※ 劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場、公会堂、百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗、ホテル、旅館及び飲食店の用途に供する建築物に限る。

倉吉市福祉のまちづくり推進事業計画（報告）書

建築物所在地			
施設名			
申請者連絡先	担当者名：	電話番号：	
特定建築物の別	<input type="checkbox"/> 認定特定建築物 <input type="checkbox"/> 特定建築物 <input type="checkbox"/> 特別特定建築物		
規模	延べ床面積      m <sup>2</sup> ・ 階数      階建（地上      ・ 地下      ）		
建築物用途			
事業の種別	<input type="checkbox"/> 認定特定建築物整備事業 <input type="checkbox"/> 特定建築物バリアフリー整備事業 <input type="checkbox"/> 特別特定建築物バリアフリー整備事業		
整備内容			
総事業費	円	補助対象経費	円
交付申請（決定）額	円		
事業（予定）期間	年	月	日～      年      月      日
備考			

【注意】本事業計画書には、次の書類を添付すること。

- (1) 付近見取図（方位、道路及び目標となる建物）
  - (2) 配置図（縮尺、方位、敷地境界及び敷地内における建築物の位置）
  - (3) 各階平面図（縮尺、方位、間取り、各室の用途並びに主要部分の位置及び寸法）
  - (4) バリアフリー整備を行う部分の詳細図及び写真
  - (5) 建築物移動等円滑化基準チェックリスト
  - (6) 補助対象事業の実施に係る費用の見積書の写し
  - (7) 認定特定建築物の認定書の写し（認定特定建築物整備事業について補助金の交付を受けようとする場合に限る。）
  - (8) その他市長が必要と認める書類
- 本事業報告書には、次の書類を添付すること
- (1) 補助対象事業の実施に係る請求書又は領収書の写し
  - (2) 補助対象事業に係る契約書又は請書の写し
  - (3) 補助対象事業の成果を示す資料等（工事写真、図面等）
  - (4) バリアフリーマップに情報を登録する手続をしたことを証明する書類
  - (5) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第7条、第11条関係）

倉吉市福祉のまちづくり推進事業収支予算（決算）書

1 総事業費 円

2 消費税等仕入控除税額の有無  
有（ 円） 無

3 補助対象経費 円

4 収入の部

区 分	予算（決算）額	備 考
補 助 金	円	円
その他（個人負担金等）	円	円
合 計	円	円

5 支出の部

区 分	予算（決算）額	備 考
	円	円
	円	円
合 計	円	円

年 月 日

様

倉吉市長

印

年度倉吉市福祉のまちづくり推進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった倉吉市福祉のまちづくり推進事業補助金（以下「補助金」という。）については、倉吉市補助金等交付規則（平成12年倉吉市規則第29号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助対象事業

補助対象事業は、「福祉のまちづくり推進事業」とし、その内容は、 とする。

2 交付決定額等

補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

(1) 算定基準額 金 円

(2) 交付決定額 金 円

3 補助規程の遵守

補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び倉吉市福祉のまちづくり推進事業補助金交付要綱の規定に従わなければならない。

年 月 日

様

倉吉市長

印

年度倉吉市福祉のまちづくり推進事業補助金の概算払通知書

年 月 日 第 号で交付決定のあった倉吉市福祉のまちづくり推進事業補助金（以下「補助金」という。）について、次のとおり概算払することとしたので、倉吉市補助金等交付規則（平成12年倉吉市規則第29号。以下「規則」という。）第19条の規定に基づき、通知します。

なお、補助金等の支払いを請求するときは、同規則第20条に基づき、次の書類を提出してください。

記

- 1 補助金の名称 倉吉市福祉のまちづくり推進事業補助金
- 2 交付決定額 円
- 3 補助金の概算払額 円
- 4 補助金の支払いに必要な書類
  - (1) 補助金等支払請求書
  - (2) 概算払通知書（本書）の写し
  - (3) 補助金等受入額調書